



平成 28 年 6 月 30 日

各 位

会 社 名 株式会社アイ・アールジャパンホールディングス
代 表 者 名 代表取締役社長・CEO 寺 下 史 郎
(コード番号：6035)
問 合 せ 先 経 営 企 画 室 長 古 田 温 子
(TEL. 03-3519-6750)

支配株主等に関する事項について

当社の支配株主等に関する事項は、下記のとおりになりますので、お知らせいたします。

記

1. 親会社、支配株主（親会社を除く。）又はその他の関係会社の商号等

(平成 28 年 3 月 31 日現在)

名称	属性	議決権所有割合 (%)			発行する株券が上場されている金融商品取引所等
		直接所有分	合算対象分	計	
寺下 史郎	支配株主	62.52	0.68	63.20	—

(注) 当社は、平成 28 年 5 月 16 日付で東京証券取引所の自己株式立会外買付取引 (ToSTNeT-3) により、当社株式 386,000 株を取得した結果、寺下史郎の当社株式の議決権所有割合が 59.30%となりました (平成 28 年 6 月 24 日現在)。詳細につきましては、平成 28 年 5 月 13 日公表の「自己株式立会外買付取引 (ToSTNeT-3) による自己株式の買い付けに関するお知らせ (会社法第 459 条第 1 項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得及び自己株式立会外買付取引 (ToSTNeT-3) による自己株式の買付け)」及び平成 28 年 5 月 16 日公表の「自己株式立会外買付取引 (ToSTNeT-3) による自己株式の取得結果および自己株式取得終了に関するお知らせ」をご参照ください。

2. 支配株主等との取引に関する事項

会社等の名称又は氏名	職業	議決権等所有割合 (%)	関連当事者との関係	取引内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
寺下史郎	株式会社アイ・アールジャパンホールディングス代表取締役社長・CEO	63.20 (注 1)	株式会社アイ・アールジャパンホールディングス代表取締役社長・CEO	自己株式の取得 (注 2)	300,694	—	—

(注1) 議決権等所有割合につきましては、平成28年3月31日時点の数値になります。

(注2) 自己株式の取得につきましては、平成28年5月13日の取締役会決議に基づき、自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）により買付価格を1株につき779円にて386,000株取得しております。

3. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策の履行状況

当該自己株式取得は、当社の支配株主である当社代表取締役社長寺下史郎が売り手として参加することを予定したものであるため、支配株主との取引等に該当します。当社が、平成27年12月24日に開示したコーポレート・ガバナンス報告書で示している「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方針に関する指針」に関する本取引における適合状況は、以下のとおりです。

同指針では、支配株主との取引については、独立社外取締役を含む取締役会等において取引内容及び条件の妥当性を検討のうえ取引実行の是非を決定することとしており、少数株主に不利益を与えることのないよう努めるものとしております。

そのため、当社では、平成28年5月13日に取締役会を開催し、支配株主と利害関係のない取締役3名（うち社外取締役1名）が出席したうえ、当該自己株式取得が、資本効率の向上を主たる目的として実施されることを確認し、かつ、現在の株価水準及び今後の資本政策の可能性を考慮して十分な審議を行い、出席取締役の全員一致により当該自己株式取得の実施に関する決議を行いました。また、当社は、当社の独立役員であり社外取締役の家森信善氏から、同日付で、当該自己株式取得は①資本効率の向上、機動的な資本政策の遂行等を目的としたものであり、少数株主に対して不利益を与える目的・意図で行われるものでないこと、②利害関係を有する取締役を除いた取締役のみで当該自己株式の取得にかかる取締役会の審議及び決議を実施することとしており、これにより取締役会の意思決定の公正性が確保され、利益相反を回避するための措置がとられていること、③自己株式取得の方法として東京証券取引所の自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）が利用され、他の株主にも売却の機会が平等に与えられており、取引条件の公平性が担保されていることに鑑み、当社の少数株主にとって不利益なものではない旨の意見書をいただいております。

また、公正性を担保するための措置として、当社は、自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）を利用し、取得日前日の株価終値での当該自己株式取得を行い、かつ、利益相反を回避するため、当該自己株式取得の相手方である当社の代表取締役社長寺下史郎は、当社の立場において、上記取締役会を含め、当該自己株式取得に関する審議・検討手続には一切参加しておりません。

したがって、当該自己株式取得にかかる対応は「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方針に関する指針」に適合しているものと判断しております。

以上